

伊丹市風致地区内における建築等の規制に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

伊丹市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改
正する条例を別記のとおり制定する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 68 号）による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和 44 年政令第 317 号）の一部改正に伴うほか、所要の規定整備を行うため。

伊丹市風致地区内における建築等の規制に関する条例の
一部を改正する条例（令和５年伊丹市条例第　　号）

伊丹市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成１６
年伊丹市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「もの」の右に「の機関」を加える。

別表第２第２２項中「発電の用に供する」を「発電用の電気工作
物及び発電事業の用に供する蓄電用の」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。